

訪問介護ステーション光明運営規程

(事業の目的)

第1条 訪問介護ステーション光明（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定訪問介護サービス（現行相当型）、指定生活援助特化型訪問サービス（基準緩和型）の事業（以下「訪問介護」という。）の適正な運営を確保し、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護にあつては、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問介護の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション光明
- 二 所在地 広島市東区牛田本町六丁目1番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、訪問介護の提供に当たるほか、事業所の訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

三 訪問事業責任者 2名以上

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

四 訪問介護員 3名以上

介護福祉士又は厚生労働省令に定める者。訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

五 生活援助員 1名以上

生活援助員は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

三 サービス提供時間 午前6時30分から午後8時00分までとする。

四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(指定訪問介護)

指定訪問介護は、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

一 身体介護

二 生活援助

三 通院等のための乗車または降車の介助に関する内容

(指定訪問介護サービス(現行相当型))

指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

一 訪問介護サービス(I)・・・1週に1回程度

二 訪問介護サービス(II)・・・1週に2回程度

三 訪問介護サービス(III)・・・1週に2回を超えた場合

(指定生活援助特化型訪問サービス(基準緩和型))

指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

- 一 指定生活援助特化型訪問サービス（Ⅰ）・・・1週に1回程度
 - 二 指定生活援助特化型訪問サービス（Ⅱ）・・・1週に2回程度
 - 三 指定生活援助特化型訪問サービス（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合
- 2 通常の事業の実施地域を越えてサービスを行う場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第7条 職員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき（別表1）は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

東区	牛田東、牛田南、牛田早稲田、牛田中、牛田本町、牛田旭、牛田新町、曙一丁目、愛宕町、上大須賀町、尾長西、光町、光が丘、二葉の里、山根町、若草町、戸坂くるめ木、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂惣田、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根一丁目～二丁目、戸坂出江、戸坂数甲一丁目、戸坂新町一丁目
西区	大芝、大宮、楠木町、三篠町、三篠北町、三滝町
中区	白島九軒町、白島中町、白島北町、東白島町、西白島町、上八丁堀、上幟町、基町
南区	大須賀町、松原町、猿猴橋町
安佐南区	西原二丁目～三丁目

（苦情及び相談に対する体制）

第9条 事業所は、訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため法人内の他事業所

と連携を図りながら次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、法人内の他事業所と連携を図りながら次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。ただし、令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 前各項について、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置により運営する。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月
 - 二 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
- 6 事業所は、居宅サービス計画等の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 7 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

- この規程は平成 18 年 1 月 4 日から施行する。
- この規程は平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 23 年 1 月 25 日から施行する。
- この規程は平成 23 年 4 月 21 日から施行する。
- この規程は平成 23 年 10 月 14 日から施行する。
- この規程は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 25 年 1 月 16 日から施行する。
- この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 27 年 7 月 3 日から施行する。
- この規程は平成 28 年 6 月 16 日から施行する。
- この規程は平成 28 年 8 月 16 日から施行する。
- この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 29 年 5 月 30 日から施行する。
- この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

主治医や家族に連絡の必要な状態

①生命の危機があるとき

- ・脳血管障害の症状が見られたとき
- ・呼吸困難や胸痛を訴えるとき
- ・頭部を打撲したとき
- ・外傷性出血のあるとき
- ・骨折をされたとき（転倒、圧迫骨折）
- ・やけどをされたとき
- ・気道異物、誤飲

②正常値から離れている場合（通常値がある場合はそちらが優先される）

脈拍 1 分間に 60～100 回

呼吸 1 分間に 14 回から 20 回

体温 腋下測定で 35～37℃

血圧 最大血圧 140n 最小血圧 90mmHg 以上